

(第二類 第二号)

第二十八回国会 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第二号

(四一六)

昭和三十二年十二月二十一日 南好雄君が委員長に、青木正君、石坂繁君、大村清一君、加藤高藏君、松澤雄藏君、井堀繁雄君及び島上善五郎君が理事に当選した。	出席委員 理事青木 正君 理事加藤 高藏君 理事古川 文吉君 理事松澤 雄藏君 理事井堀 繁雄君 理事島上善五郎君 大村 清一君 高橋 神一君 橋本善三郎君 三田村武夫君 山本 利壽君 森 三樹二君 山下 榮二君	出席委員長 南 好雄君 正君 理事加藤 高藏君 理事古川 文吉君 理事松澤 雄藏君 理事井堀 繁雄君 理事島上善五郎君 大村 清一君 高橋 神一君 橋本善三郎君 三田村武夫君 山本 利壽君 森 三樹二君 山下 榮二君
昭和三十三年四月三日(木曜日) 午前十一時十九分開議	出席委員 理事青木 正君 理事加藤 高藏君 理事古川 文吉君 理事松澤 雄藏君 理事井堀 繁雄君 理事島上善五郎君 大村 清一君 高橋 神一君 橋本善三郎君 三田村武夫君 山本 利壽君 森 三樹二君 山下 榮二君	出席委員長 南 好雄君 正君 理事加藤 高藏君 理事古川 文吉君 理事松澤 雄藏君 理事井堀 繁雄君 理事島上善五郎君 大村 清一君 高橋 神一君 橋本善三郎君 三田村武夫君 山本 利壽君 森 三樹二君 山下 榮二君
三月六日	公職選挙法の一部改正に関する請願 (島村一郎君紹介)(第一三三一号)	公職選挙法の一部改正に関する請願 (島村一郎君紹介)(第一三三一号)
一月十八日	公職選挙法の一部改正に関する陳情 (第六六号)	公職選挙法の一部改正に関する陳情 (第六六号)
二月二十五日	公職選挙法の一部改正に関する陳情 (福木県議会議長小田垣健一郎)	公職選挙法の一部改正に関する陳情 (福木県議会議長小田垣健一郎)
三月三日	公職選挙法の一部改正に関する陳情 (斎藤忠雄)(第五一二号)	公職選挙法の一部改正に関する陳情 (斎藤忠雄)(第五一二号)
三月三十一日	公職選挙法第十五条第三項の規定削除に関する陳情 (総理府事務官(自) 兼子 秀夫君)	公職選挙法第十五条第三項の規定削除に関する陳情 (総理府事務官(自) 兼子 秀夫君)
出席政府委員 治庁選挙局長	出席國務大臣 國務大臣	出席國務大臣 國務大臣
出席政府委員 治庁選挙局長	出席國務大臣 國務大臣	出席國務大臣 國務大臣
三月三十一日	公職選挙法第十五条第三項の規定削除に関する陳情 (総理府事務官(自) 兼子 秀夫君)	公職選挙法第十五条第三項の規定削除に関する陳情 (総理府事務官(自) 兼子 秀夫君)
三月三十一日	公職選挙法第十五条第三項の規定削除に関する陳情 (総理府事務官(自) 兼子 秀夫君)	公職選挙法第十五条第三項の規定削除に関する陳情 (総理府事務官(自) 兼子 秀夫君)
四月一日	公職選挙法の一部改正に関する陳情 (東京都新宿区二の七三志村義亥知)(第六一七号)	公職選挙法の一部改正に関する陳情 (東京都新宿区二の七三志村義亥知)(第六一七号)
四月一日	公職選挙法の一部改正に関する陳情 (東京都新宿区二の七三志村義亥知)(第六一七号)	公職選挙法の一部改正に関する陳情 (東京都新宿区二の七三志村義亥知)(第六一七号)
四月一日	公職選挙法の一部改正に関する陳情 (第九〇四号)	公職選挙法の一部改正に関する陳情 (第九〇四号)
四月一日	公職選挙法等選挙関係法令の改定に 関する調査特別委員会議録第一号	公職選挙法等選挙関係法令の改定に 関する調査特別委員会議録第一号

関する陳情書(横浜市選舉管理委員会委員長青木巽)(第九〇五号)を本委員会に参考送付された。

まず、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案について説明を求めます。國務大臣都祐一君。

本日の会議に付した案件

理事の互選

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外八名提出、衆法第一二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外八名提出、衆法第一二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外八名提出、衆法第一二号)

公職選挙法(昭和二十五年法律第百零二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百二十二条(補充選舉人名簿の期日、期間等の告示)」を「第一百二十二条(補充選舉人名簿の期日、期間等の告示)」と改め、

二十二条(投票及び開票の順序)二十二条の二(投票及び開票の順序)期間等の告示)」に、「第一百二十二条削除」を「第二百二十二条(選舉人等の出頭及び証言の請求)」に、「第二百五十二条の二(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)」を「第二百五十二条の二(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)」に改め

3 前項但書の場合において、あらたに設置された市及び郡の区域又は支庁の所管区域の変更により選舉区の境界をなす郡の区域又は支庁の所管区域の境界がなくなつた後に異該境界にわたつてあらたに設置された町村の選舉区の所属については、政令で定める。

4 第十五条第二項から第四項までを次のように改める。

2 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議員の定数をもつて除して得た数(以下本条中「議員一人当たりの人口」という。)の半数に達しないときは、条例で隣接する他の都市の区域と合せて一選舉区を設けなければならない。

3 第一項の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、条例で隣接する他の都市の区域と合せて一選舉区を設けることができる。

4 一の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分割される場合における前三項の規定の適用については、当該各区域又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができる。一つの郡の区域が他の郡市の区域に分断され、ある市となつたものの選舉区の所属については、政令で定め分断されてはいながら地勢及び交通上これに類似する状況にあると認められるとする。

百五十二条の二及び第一百五十二条の三」に改める。

改正する。

に関する異議の申立に対応する決定等のため選挙管理委員会において選舉人その他の関係人の出頭及び証言を求めることができることとし、その他規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○**都國務大臣** ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律

この法律案は、最近における町村合併の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

の進捗に伴い、選挙の方法を実情に即するよう改めること、第二十四回

国会における参議院議員の選挙方法の改正に伴い、衆議院議員その他の選挙についても所要の調整を加えること、

めさせて、選挙の管理執行に関する規定について合理化をはかるとの三点を中心として、本議題を去るに必要最小限

中心として公職選考法に必要最小限の改正を加えようとするものであります。

御承知のようご、町村合併の結果、
ます、町村合併の進捗に伴う改正で
めります。

都市の区域に著しい変動が生じましたので、現在の都市の区域をそのまま都

選府県議会議員の選挙区画定の基礎的単位とすることができなくなりました。そこで、選挙制度調査会の答申に

右に記して、人口が議員一人当りの人口の半数にも達しない郡市は、これを独立の選挙区とすることを認めないものとするとともに、いわゆる飛び地またはこれに類似する状況にある郡については、それぞれの地区を独立の郡の区域みなして選挙区選定の単位とする

等、都市の区域をもつて都道府県議会議員の選挙区とする原則に若干の例外的措置を認めることとしたのであります

す。
なお、同じく、町村合併の結果町村の規模が拡大されたことにかんがみま

して、現在、投票の当日、郡市の区域外にあるため不在となる場合に認められている不在者投票を、同一の郡内で

あつても、町村の区域外であればこれを認めることといたしました。

また田村の選挙についてには、図城の拡大に伴い、新たに選挙運動用はがきの使用を認め、選挙運動用ポスター

の枚数を増加し、町村長の選挙については、新たに小型自動車もしくは軽自動車または船舶の使用を認める等、選

正に伴う規定の整備であります。
御承知のように、最近における交
通、宣言等緊急事態の発達(伏見二

道宣伝等選考委員会の意見が採用され
かんがみまして、この際衆議院議員の
選挙運動期間を二十日に短縮するとと

もに、選挙運動用はがき及びポスターの枚数をそれぞれ五割及び六割増加することいたしました。これは、過般

の参議院議員の選挙運動方法の改正とも見合うものであります。

は、運動期間は、すでにこの前改正いたしておりますので、はがき及びポスターの枚数を増加することと

第三に、選舉の管理及び執行等の合
意を以て、一層頑張つた所です。

理化に関する事項であります。
すなわち、衆議院議員の選挙区の境
界にわたって郡の廢合が行われた後、

旧郡の境界にわたって新たに町村の設置があつた場合におけるその町村の所属選挙区の決定方法、二以上の選挙を同時にを行う場合における場合における投票及び開票の順序の決定方法等についてこれを明確にする規定を設け、立会演説会における演説順序の決定方法を合理化し、立会演説会場における秩序保持に関する規定を整備し、選挙管理委員会における異議の申し立てまたは訴願の審理の適正を期するため、証人喚問の制度を設ける等の措置を講ずることとしたのであります。

なお、現在、指定都市以外の市及び町村の選挙管理委員会は、委員の定数三人とされており、しかもその全員が出席しなければ会議を開くことができないものとされておりますため、委員会の運営上種々不便がありますので、今回、委員会の権限を整備することとされたのに伴い、この法律案の附則において、地方自治法の一部を改正し、その定数を四人とすることとしたしております。

そのほか、附則におきまして、たゞいま申し上げました公職選挙法の一部改正に伴い、関係法律の規定の整理を行ふこととしたのであります。

以上が公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○南委員長 引き続き補足説明を求めます。選挙局長兼子秀夫君。

○兼子政府委員 第十三条第二項中ただし書きの市の部分を削りましたのは、新たに、第三項に、従前の市に関する規定と同様なものが町村合併の結

果ござりますので、第三項にまとめて規定をしたわけでござります。「前項但書の場合において、あらたに設置された市及び郡の区域又は支庁の所管区域の変更により選挙区の境界をなす郡の区域又は支庁の所管区域の境界がなくなった後に当該境界にわたってあらたに設置された町村の選挙区の所属については、政令で定める。」従前は市だけについて規定がござましたが、新たに町村につきましてもこのような規定がござりますので、規定をいたしたわけでございます。

次は、第十五条の関係でござりますが、先ほどの大臣の提案理由の説明にございましたように、町村合併の結果、郡の飛び地等の状態が多くなりましたので、それに合せまして、従来の都道府県議会議員の選挙区につきまして、郡市の区域における原則はそのままといたしまして、二項から四項まで新しい郡の状態に即応した規定を置いたのでござります。

第二項は、その郡の人口が議員一人当たり人口の半数に達しない場合でございます。この場合は、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設ける強制合区の規定でござります。

第三項は、半数以上の人口はございますが、一人未満の人口であります場合には、任意合区の規定——従来もございましたのを、そのままの趣旨で置いたわけでござります。強制合区と任意合区の規定に分けたのでござります。

第四項は、飛び地を郡の区域とみなすことができる規定を置きました、新しい郡の状態に即応いたしたものでござります。

10. The following table summarizes the results of the study.

それから、第六項は、このよな選舉区を作ります場合に、行政区画あるいは衆議院議員の選舉区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮してきめなければならぬといふ規定を置いたのでござります。

第八項は、政令に関する根拠規定を置いたのでござります。第十五条の二は、整理であります。

第三十一条の第四項中「二十五日」を「三十日」に改めましたのは、選舉運動期間を、最近の交通あるいは宣伝手段等の発達の状況にかんがみまして、また参議院議員の選舉期間の短縮等の関係もございまして、これを二十日といたすものでござります。それに伴いまして、第三十四条第六項中の告示の規定も改正をいたしております。それから第三十三条の第五項第二号中の教育委員を削る。それから、それ以下の整理は、教育委員会の制度で三十一年六月三十日法律第一六二号によつて公選制が廃止されました。その制度改正に伴う教育委員会の整理に関する法律におきまして、これは立法の手違いから整理漏れを起しておりますので、そういう点をこの際整理いたしたいと考えるのでござります。この整理の関係は各所に出て参りますので、条項を追つて申し上げます。

四十九条は、「不在者投票」に関する規定で、従前は郡市の区域を出た場合に認められましたものを、町村合併の結果「市町村」ということに改めるのでござります。

五十七条の第二項は、これは字句のミスでございまして、「都道府県の議員」となっておりますのを、都道府県の議員に直すのでござります。

第七十二条は、教育委員の整理でございます。

八十六条第一項第二号は、地方自治法の改正に伴う条文の整理でござります。その中に教育委員の整理もあわせて行なっております。従つて、「[第八項]を[第五項]に改める。」これも整理であります。

「第一百三十三条第三項各号列記以外の部分中「又は第五項本文」及び「第五項本文」を削る。」というのは、教育委員に関する整理でござります。

百十六条中の改正は、これは百十三条第三項の便乗選挙の場合において、議員がすべてない場合に百十六条の規定が入つておらなかつたのを整理いたしました。そして、加えることとしたのでござります。

それから、百二十二条の二、これは今回新しく「投票及び開票の順序」を定めたものであります。同一団体の同時選挙、都道府県と市町村の選挙の場合、その投票及び開票の順序を関係の選挙管理委員会がきめるということにいたしたのでござります。

百三十二条、これは、メートル法の実施に伴いまして、規定を整理いたしましたのでござします。この規定で、条項を追つて申し上げます。

百四十二条の「自動車、拡声機及び船舶」に関する規定でございますが、町長に今回新たに自動車の使用を認めることにいたしたのでござります。四十九条は、「市町村の選挙にあつては小型自動車又は軽自動車に限るものとする。」

それから、百四十二条は、選挙運動用はがきでございますが、第一号、これは、衆議院議員「一万枚」を「二万五千枚」に改め、都道府県知事は、参議院地方選出議員と同様に、「二万枚」

を、一万五千枚を基数として、「都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すことにして三千枚を一万五千枚に加えた数」に改めるものであります。都道府

県の議員は、「二千枚」を「三千枚」にて行なっております。従つて、「[第八項]を[第五項]に改める。」これも整理であります。

「第一百三十三条第三項各号列記以外の部分中「又は第五項本文」及び「第五項本文」を削る。」というのは、教育委員に関する整理でござります。

百十六条中の改正は、「一千五百枚」に、さらに、「一般の市長は「二千枚」を「三千枚」に、一般の市の市会議員は「五百枚」を「八百枚」に改め、さらに、「第七号」に、町村の選挙におきまして、新たに町村長について、「一千枚」、議員につきまして、「三百枚」を認めるものでござります。

百四十二条は、これは、町村の選挙にいたして新たに規定いたしました関係で、整理をいたしたものでございま

えることとしたのであります。これは、点字新聞紙につきましては、一年以上の発行の実績を持つております。これで、今回第三種郵便物に優遇されたりますので、しかも第三種郵便物と

指定都市の議員は、「一千枚」を「二千五百枚」に、さらには、「一般の市長は「二千枚」を「三千枚」に、一般の市の市会議員は「五百枚」を「八百枚」に改め、さるに、「第七号」に、町村の選挙におきまして、新たに町村長について、「一千枚」、議員につきまして、「三百枚」を認めるものでござります。

百六十五条及び百六十五条の二は、「立会演説会の開催主体」の規定でござりますが、町村合併の結果、人口概ね四十以上の町村で都道府県の選挙管理委員会の指定するもの」という規定が、第一項と第三項の関係で

実情に合わなくなってきたので、これを整理いたしまして、「市及び都道府県の選挙管理委員会の指定する町村」ということに改めるものでござります。

百六十五条及び百六十五条の二は、「立会演説会の開催主体」の規定でござりますが、町村合併の結果、人口概ね四十以上の町村で都道府県の選挙管理委員会の指定するもの」という規定が、第一項と第三項の関係で

じを行うことができるようになつたものでございます。

百五十九条は、「立会演説会の秩序保持」に関する規定でござりますが、従前の規定は「退去させることができぬ」となつております。これは、「立会演説会の秩序保持」に関する規定でござりますが、従前の規定は「退去させなければならない。」ということにいたしましたのを「退去させなければならぬ。」ということにいたしましたして、選挙管理委員会に秩序保持の責任を負わすということにいたしました。

百六十五条及び百六十五条の二は、「立会演説会の開催主体」の規定でござりますが、町村合併の結果、人口概ね四十以上の町村で都道府県の選挙管理委員会の指定するもの」という規定が、第一項と第三項の関係で

実情に合わなくなってきたので、これを整理いたしまして、「市及び都道府県の選挙管理委員会の指定する町村」という規定が、第一項と第三項の関係で

22

認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めることができる。」という規定を新たに置こうとするものであります。これは、御承知のごとく、地方自治法第百条の議会の調査権の規定の中に、議会は、「選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」という趣旨の規定があるのでございまして、選舉管理委員会は、リコールの場合におきまして、そのような権限がございますが、選挙の訴願につきましてはその権限がなかったものを、関係人の証言を求めることができることとしていたしまして、訴願の裁決に譲りならないしめようとするものであります。

第二項は、地方自治法第百条第二項と同様の規定でございまして、民事訴訟法中、証人の尋問に関する規定を準用するものであります。ただし、この場合、罰金、拘留、拘引、過料に関する規定は準用いたさず、別途に第二百五十二条の三という規定を設けまして、地方自治法の第百条第七項と同様な程度の、刑法よりも軽い罰則を規定いたすものでございます。

それから、二百五十二条の三の第三項、第三項で、第二項は、これは、地方自治法と違つて「告発を待つて論ずる。」ことといたしものでござります。

第三項は、地方自治法の百条の第八項、第九項と同趣旨の規定で、自白がありました場合には、減輕、免除することができるといたしたのでござります。

した実費について弁償しなければならないという規定を設けました。それから、二百三十九条の二、「運動の制限違反」の規定でござりますが、国鉄法の改正に伴いまして、国鉄には経営委員会が廃止されましたので、その規定を整理するものであります。規定の整理でございます。
それから、次の第二百五十二条の二、「政党その他の政治団体の政治活動の規制違反」及び第二百五十二条の三「選挙人等の偽証罪」の罪を加えるという規定の整理をいたしておりますが、これは、二百五十二条は「当選人の選挙犯罪による當選無効」の規定でござります。選挙人等の偽証罪という場合には、これは当然無効にからしまぬ方がいいという趣旨から「一方の罪を入れたのであります。二百五十二条の二の「政党その他の政治団体の政治活動の規制違反」というものにつきましても、これは除く方に入れるべきではないかということから、当選無効にはからしまないこととしたのでござります。

同様の規定の整備を二百五十二条につきましても行なつておりますて、二百五十二条は「選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止」等に関する規定でございますが、二百五十二条の二及び二百五十二条の三の罪を加えております。
それから、次は先ほど申し上げましたから省略いたします。

と同様の趣旨によつて、百日裁判から除くということにいたしておるのでございます。
それから、二百七十二条、これは、第十五条の規定が改正になりましたので、その規定の整理をいたしております。
それ以外、「禁錮」という字を整理いたしております。
附則につきましては、一項、二項、三項は従来ある規定でございます。
第四項は、「町村合併に係る都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例」の規定でございますが、これは昭和三十年四月二十三日の地方の一般選挙におきまして、すでに、町村合併促進法の第十一条の五の規定に基づまして、いわゆる特例条例の規定によつて選挙を行いましたところにつきましても、その後町村合併促進法が執行するまでの間に町村合併が行われ、特例法の適用を受けて、この次の明年四月の一般選挙に特例法の規定によつて選挙を行う地域があるものでございますから、県内で、片方の地域は特例法の適用があり、片方の地域は特例法の適用がないということにもなりますので、必要がありますれば、特例法が適用できる状態にしておいた方がいいのではないかという趣旨からいたしまして、もう一回このような場合に特例法の適用をさせまして、「条例で当該区域が従前属していた郡市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。」という規定を置いたのでございます。
次の第五項は、ボスターの枚数の増加に伴いまして、衆議院議員につきまして、経費の規定を改正しようとするものでございます。

第六項は、運動期間の改正に伴いまして、審査の期日及び裁判官の氏名の告示の規定及び再審査の規定を「二十日」を「三十日」に改めるものであります。

その次は、ほんとうの字句の整理でございまして、第七項は、農業委員会等に関する法律につきまして、先ほど申し上げましたような二百五十二条の二及び二百五十二条の三に関する規定を準用いたしておりますので、字句の整理をいたすものでござります。

第八項も、漁業法につきまして同様でございます。

第九項は、選舉管理委員の定数に関する規定でございますが、今回都道府県と同様に、市町村につきましても委員の数を四人に改めるものでござります。それから、定足数も「三人以上の委員」ということに改めるものであります。

第十項は、「地方自治法の一部改正に伴う経過措置」に関する規定でござります。

○南委員長　以上で、政府の説明は終りました。

次に、島上善五郎君外八名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案について説明を求めます。島上善五郎君。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一百九十九条の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁

れるようなな名称が表示されている。団体は、当該選舉に關し、當該選舉區（選舉区がないときは選舉の行われる区域）内にある者に対するし、いかなる名義をもつてするを問はず、寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治團体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となるうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合は、この限りでない。

第二百一条の十一第二項及び第三項に後段として次のように加える。

第二百一条の十二但書（連呼行為のできる場合）の規定により連呼行為をすることも、また同様とする。

第二百四十三条第九号中「場所においてする場合」の下に「並びに午前八時から當日午後六時までの間において本章の規定により使用する自動車の上においてする場合（その選挙運動の期間中に限る。）」を加える。

第二百四十三条第九号中「演説」の前に「若しくは連呼行為」を加える。

第二百四十九条の三の次に次の二項を加える。

（公職の候補者等の氏名等を冠した團体の寄附の制限違反）

第二百四十九条の四 団体が第百九十条の四（公職の候補者等の氏名等を冠した團体の寄附の禁止）の規定に違反した寄附をしたときは、その團体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上五万円以下の罰金に処する。

第二百五十五条中「及び第二百四十九条の三『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』を、第二百四十九条の三『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』及び第二百四十九条の四『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』に改める。」

第二百五十二条第一項中「及び第二百四十九条の三『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』を、第二百四十九条の三『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』及び第二百四十九条の四『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』に改める。」

第二百五十三条第一項中「並びに第二百四十九条の三『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』を、第二百四十九条の三『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』及び第二百四十九条の四『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』に改める。」

第二百五十三条の二第一項中「並びに第二百四十九条の三『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』を、第二百四十九条の三『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』及び第二百四十九条の三『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』に改める。」

第二百五十四条中「並びに第二百四十九条の三『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』及び第二百四十九条の三『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』を、第二百四十九条の三『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』及び第二百四十九条の四『公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反』に改める。」

補者の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反』に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。ただし、衆議院議員の選挙に関する場合は、次の總選挙から施行する。

2 この法律施行の際すでにその相手を公示し、又は告示してある選挙については、なお従前の例による。

3 この法律施行前にした行為及び前項の規定により従前の例により行われる選挙に関してした行為に対する罰則の適用については、かかる従前の例による。

理由である。

理由由

最近の選挙の実施状況にかんがみ、連呼行為の制限を緩和し、公営の立会演説会を拡充するとともに、寄附の制限を厳格にすることとし、その他規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一千百万円の見込である。

にもござりますが、これを七十回以上開催する、こういうふうにはつきりとさせたい、という点であります。

第二点は、現行法にありまする寄付制限——百九十九条にござりますが、この寄付制限については、いわゆる候補者の名を冠した後援團体の寄付は全く制限されないということは、現行法から考えまして不当でございますので、第百九十九条の三の「公職の候補者又は公職の候補者の名を冠する者（公職にある者を含む。）」の氏名が表示されあるいは類推されるような団体の寄付の制限をしよう、こういうものであります。

第三点は、いわゆる連呼行為の禁止でございますが、これを一定の時間に限り、午前八時から午後六時までの間に限つて緩和しよう、こういうものであります。

その理由を少しく具体的に御説明申し上げますが、立会演説会の回数を多くしようとすることは、一般論としては、すでに今まで選挙法改正の際にも、与党、野党、保守、革新を開わず、一致しておるところであります。その改正を前回いたしましたが、百五十三条の四項中に、選舉管理委員会は「その回数を多くするよう努めなければならない」と規定してございましたが、その後の状況を見ますと、実際にには多くなっておりません。これでは法律改正の趣旨にかんがみましていけませんので、「七十回以上」と、回数をここに入れる必要がある。現在の状況を見ますと、全国平均して四十五回ないし四十八回になつておるという数字が出ておりますが、これを七十二回程度にふやすことは、決して不可能な事況を見ますと、

より具体的に実行するために、七十四
以上とすることが適当であろう、こう
考へておるのであります。費用の点あ
るいは選舉管理委員会の労力の点等に
おいて、若干問題点がないではありません
せんけれども、やろうとすれば決して
できないことではありませんので、こ
のようにいたしたい。公營の趣旨を具
体的に実行するためには、このようにい
たしたいと考えます。

らない。」こういうかなりきびしい法律を新たに作ったのであります。このときにも問題にされたかったわけではありませんが、その後の特に最近の状況にかんがみまして、これだけの法律では、後援団体、何々後援会、公職の候補者になろうとする者の名前を冠した後援会が最近てきて、その後援会の名によつて選挙区内にある者にいかなる寄付をしても差しつかえない。現行法では大きな穴があいておるのであります。

連呼行為を許してもいいのではないか。もちろんこれは標旗を掲げた車上に於ける行為であつて、それ以外に町を練り歩いて連呼行為をすることは許されない。標旗を持たないで連呼行為をするのを無制限に野放しに許さずとするものでないことは、もちろんあります。これは、現行法の実施の中況からしまして、こうすることが実情に即した妥当な改正である、こう考ふたのであります。

○南委員長 以上で両案についての提案理由の説明は終了いたしました。
なお、両案に対する質疑は明日より行いますので、さよう御了承願います。

明四日は、午前十時より理事会、引き続いて委員会を開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

今日、解散を控えまして、あの手この手の事前運動が盛んに行われておりますが、もちろん、一口に事前運動と申しましても、政黨が行う日常の政治活動であるものは、何ら差しつかえないのですから、むしろ奨励すべきものであります。しかし、多額の金をばらまいて、法律すればそれの事前運動が各埠に行われておる。その中でも特に立つておりますものは、後援会の名による運動であります。先ほども申しましたように、今日の法律においては、百九十九条の三に、公職の候補者または公職の候補者となるとする者に対して、当該選挙区の者に対しても寄附をしならなければならないという制限を加えておりまして、特に三につきましては、前回の改正の際に非常に熱心に議論をいたしましたとして、「公職の候補者又は公職の候補者となるとする者が取締役、監査役、理事、代表者その他これらに準ずる責任者である会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関する寄附をしては内にある者に対するいかなる名義をもつてするかを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類別されるような方法で寄附をしてはな

す。これを巧みに利用しまして、これが盛んに行われてゐる。選挙の公明を期しようとお互に考えておる者にとっては、これは大へんな弊害であります。この弊害を取り除くことが、腐敗選挙、不正選挙を防止し、選挙の公明を期するためにぜひ必要であろう、こう考えまして、この一項をぜひ加えた次第であります。

第三には、いわゆる連呼行為の禁止についてであります。現行法においては、車両における選挙運動と連呼行為を禁止しておりますが、実際には終盤戦になりますると、ほとんど連呼行為に近い状態、あるいは連呼行為の状態が行なわれておりますが、これを取り締らなければなりません。これは、私どもが選挙法改正に関する調査で地方におもむきました際に、取り締りの当局者から異口同音に訴えられた事柄であります。実際に取り締りようがない。それならば、そういうふうに、取り締りようがないし、実際に実行できないような法律の弱点を改正しまして、一定の時間——朝早くから夜おさら、その時間を利用して、午前八時から午後六時の間、むしろ車上における

その他改正すべき点がないでもあります。しかし、その大規模改正をいたしましたので、審議上どうかと思いまして、ごく必要な三点にしぼったのであります。この法文につきましては、一々御説明することをこの際省略しまして、へ申しました三点を改正し、それに必要な条文の整理を行なつたのでござります。御質問がありますれば詳細にお答えしますが、何とぞすみやかに審議を終まして、全会一致御賛成あらんことをお願いいたします。

たしの貢みの介いるしとを各ま要今説よこよ成り

10. The following table shows the number of hours worked by 1000 workers in a certain industry. Calculate the mean number of hours worked per week.

昭和三十三年四月五日印刷

昭和三十三年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局